

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士福岡則博、弁護士尾崎悠吾、弁護士松村隆志

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

Letter from Y.Ozaki

執筆: 弁護士尾崎悠吾



Legal F: Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

事業承継～遺言による自社株の円滑な移転

1. 日本政策金融公庫総合研究所が2019年10月に全国の中小企業を対象として行ったインターネット調査では、後継者が決定している企業は12.5%にとどまり、52.6%の企業が廃業を予定しているとされ、現経営者の高齢化が進んでいるにも関わらず後継者がいないという現状が窺えます。

また、上記調査では、後継者が決定している企業の中の45.2%は現経営者の長男が後継者候補であるとされ、依然として親族を後継者候補とする割合が高い現状が窺えます。

2. 現経営者が自己の子などの親族に会社の事業を承継する場合には、通常、後継者の選定・育成、利害関係者との調整を行ったうえで、代表取締役の交代、現経営者が保有する自社の株式(自社株)の移転を行うこととなります。

3. **自社株の移転方法**には、贈与、売買、遺言、信託などの方法がありますが、今回は、このうち、遺言により後継者に自社株を円滑に移転する方法について取り上げたいと思います。

4. **現経営者が遺言などにより後継者に自社株を移転していないと**、現経営者の死亡に伴い、現経営者が保有していた自社株は、その相続人間の遺産分割成立までの間は、相続人らの共有となります。

共有である株式は、共有者である相続人間で協議して権利行使者を定めたいと、権利行使者において株主総会決議事項の議決権や剰余金配当請求権などの権利を行使することとなります。

相続人間で速やかに後継者が自社株を取得する内容の**遺産分割協議**が成立すれば問題ありませんが、遺産分割協議がなかなか成立せず、その成立までの間の権利行使者も定まらない場合には会社の事業遂行に支障を来すおそれがあります。

5. これに対し、**現経営者が後継者に自社株を相続させるという内容の遺言をしていた場合には**、後継者が、現経営者の死亡時に当然に、現経営者の保有していた自社株を取得することとなります。

6. 遺言の内容が他の相続人の**遺留分**(被相続人の兄弟姉妹以外の相続人に保障された最低限の権利)を侵害している場合には、当該相続人は遺留分を回復することができます。

この点、改正前の民法では、遺留分減殺請求権が行使されると、減殺された遺贈等の対象遺産は遺留分侵害者と遺留分権利者との共有になるとされていましたが、改正により、**令和元年7月1日以降に開始した相続**については、遺留分を侵害された相続人は**遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求め**ることができるとどまるとされましたので、自社株が後継者と遺留分権利者との共有になることはなくなりました。

7. さらに円滑に自社株を後継者に承継するためには、**生命保険の利用**が有効です。

現経営者が保険会社との間で自己を被保険者とし、死亡保険金受取人を後継者とする生命保険契約を締結した場合、現経営者の死亡時に後継者が受け取る**死亡保険金**は、遺留分算定の基礎となる現経営者の遺産には当たらず、原則として特別受益にも当たらないとされ、保険以外の預金等の金融資産のままで保有している場合と比較して、遺留分算定の基礎となる財産を減らしつつ、死亡保険金を後継者が他の相続人に支払う金銭の原資とすることができます。

死亡保険金は、相続税との関係では、みなし相続財産として課税対象になりますが、一定の非課税枠があることから、後継者の税負担の軽減にも資するという側面があります。

8. 事業承継は、専門家と相談しながら、早めに計画を立てて進めていくことが大切です。